

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	民生委員の訪問活動用リストの提供について
----	----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第11条第2項第5号（目的外利用）

第12条第2項第4号（外部提供）

（担当部課： 福祉部 地域福祉課 福祉計画係）

事業の概要

事業名	民生委員の訪問活動用リストの提供について
担当課	福祉部 地域福祉課
目的	民生委員による訪問活動の充実を図り、実態把握と高齢者の安否確認等を行うため
対象者	区内 75 歳以上の高齢者
事業内容	<p>概要</p> <p>目的：民生委員の本来業務である訪問活動（友愛訪問）では、担当区域内の実態把握、地域の困りごとの相談・関係機関へ繋げる活動を行っている。しかし、新宿区の特徴として、一人世帯や転入・転出が相当数いるなかで、実態把握は難しい状況である。本年、7月以降、相次いで明らかになった高齢者の所在不明問題の端緒も民生委員活動であり、新宿区民生委員・児童委員協議会においても、本来業務である訪問活動（友愛訪問）の充実を図ることで、地域の高齢者の安否確認に積極的に関わり、区や高齢者総合相談センター等との連携強化を行っていく意向がある。</p> <p>また、平成 22 年 12 月 1 日には、民生委員の一斉改選が実施され三年間の任期が始まり、委嘱後、初めて地域活動する委員への地域を知るための重要な基礎資料として活用する。</p> <p>実施予定 1月1日付で対象者リストの作成及びリスト提供・訪問活動 リスト回収及び新名簿の配付は3年毎とする</p> <p>リスト：紙（担当民生委員別に出力する）</p> <p>対象数：75 歳以上の高齢者 約 28,000 人</p> <p>その他：住所、方書、氏名、カナシメイ、年齢、性別</p>

件名 民生委員の訪問活動用リストへの外国人登録簿の個人情報の目的外利用
について

保有元		利用先	
保有課	戸籍住民課	利用課	地域福祉課
登録業務の名称	外国人登録業務	登録業務の名称	訪問活動用リスト
登録業務の目的	外国人の居住関係及び身分関係を明確にするため	登録業務の目的	民生委員による訪問活動の充実
登録業務に係る個人情報の記録媒体	登録原票及びホストデータ	登録業務に係る個人情報の記録媒体	紙
目的外利用を行う理由	民生委員による訪問活動を、国籍を問わず実施するため。		
目的外利用を行う情報項目	75歳以上高齢者(1月1日現在) 住所 方書 氏名 カナシメイ 年齢 性別		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙文書		
目的外利用の時期・期間	平成23年1月以後、3年毎		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		

件名 民生委員の訪問活動用リストへの高齢者安否確認名簿の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	高齢者サービス課	利用課	地域福祉課
登録業務の名称	75歳以上高齢者の安否確認に関する業務	登録業務の名称	訪問活動用リスト
登録業務の目的	75歳以上高齢者の安否確認	登録業務の目的	民生委員による訪問活動の充実
登録業務に係る個人情報 の記録媒体	紙	登録業務に係る個人情報 の記録媒体	紙
目的外利用を行う理由	民生委員の訪問活動において、安否確認を行うため。		
目的外利用を行う情報 項目	安否確認を行う対象者の情報。(訪問活動用リストに、フラグ等で表記)		
目的外利用を行う際に 使用する記録媒体	紙文書		
目的外利用の時期・期間	平成23年1月以後、3年毎		
緊急時の目的外利用に おける本人通知の状況	*****		

件名 民生委員の訪問活動用リストの外部提供について

保有課(担当課)	福祉部 地域福祉課
登録業務の名称	高齢者訪問活動用リスト
登録業務の目的	民生委員による訪問活動の充実
外部提供の相手方	新宿区内で活動する民生委員
外部提供を行う理由	民生委員の本来業務である訪問活動を充実し、地域実態の把握や高齢者の安否確認活動等の基礎資料とするため。
外部提供を行う情報項目	区域を担当する民生委員氏名、出力日、75歳以上高齢者(住所、方書、氏名、カナシメイ、年齢、性別、安否確認対象者)
外部提供を行う際に使用する記録媒体	紙
外部提供に当たっての区としての情報保護対策	提供するリストには、担当民生委員の氏名を印字作成するため、保管等の責任が明確である。提供リストは、自宅保管として活用する。 また、個人情報の取扱いについては、定期的に研修を重ね取扱いの徹底を図っている。(提供したリストは、3年毎の更新時に回収を義務付ける)
外部提供の相手方としての情報保護対策	民生委員は、民生委員法により守秘義務が課せられている。リストは、専用ホルダーを付けて提供する(持ち出し厳禁)。訪問時には、リストから転記し、紛失が起こらぬよう指導する。また、個人情報の取扱い方法について、日常的に研修を実施する。
外部提供の時期	平成23年1月以後、3年毎
緊急時の外部提供における本人通知の状況	*****